

国保からのお知らせ

平成19年4月から、70歳未満の方の入院時の窓口負担が自己負担限度額までに変わります。
70歳以上の方については、従来どおりです。

平成19年3月まで・・・入院・外来ともにいったん負担割合による負担額を医療機関に支払った後、役場に申請して自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受ける。

窓口負担	
自己負担 限度額	高額医療費 で払い戻し



平成19年4月から・・・入院の場合は、医療機関の窓口で自己負担限度額までを支払う。
(限度額以上の支払いはない)

窓口負担	
自己負担 限度額のみ支払う	支払いなし

入院の場合
外来の場合
(従来どおり)

自己負担限度額は所得により異なるため、医療機関の窓口で所得区分が記載された「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

外来の場合は、負担割合による負担額を医療機関に支払った後、役場に申請して自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けてください。(同月に入院と外来がある場合も従来どおり)

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、あらかじめ国保の窓口へ申請して交付を受けてください。(印鑑、国保保険証を持参ください。)
国保の保険税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

70歳未満の自己負担限度額

	自己負担限度額()内は4回目以降の額
上位所得者 (基礎控除後の所得600万円超)	150,000円+1% (80,100円)
一般	80,100円+1% (44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

* 「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担する。

詳しいことは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

住民生活課 住民係

☎73-1415